

# 基金

## 取りまとめ

---

「施設園芸等燃油価格高騰対策基金」(農林水産省所管事業)

「貸付事業資金」(農林水産省所管事業)

- ・ 両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべきである。
- ・ 施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。
- ・ 貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。

- ・ 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・ 両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用されるよう適切な保有方法となっているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。